

婦人 C
0119
1
五四

26

資料

2~3

労働
調査
2

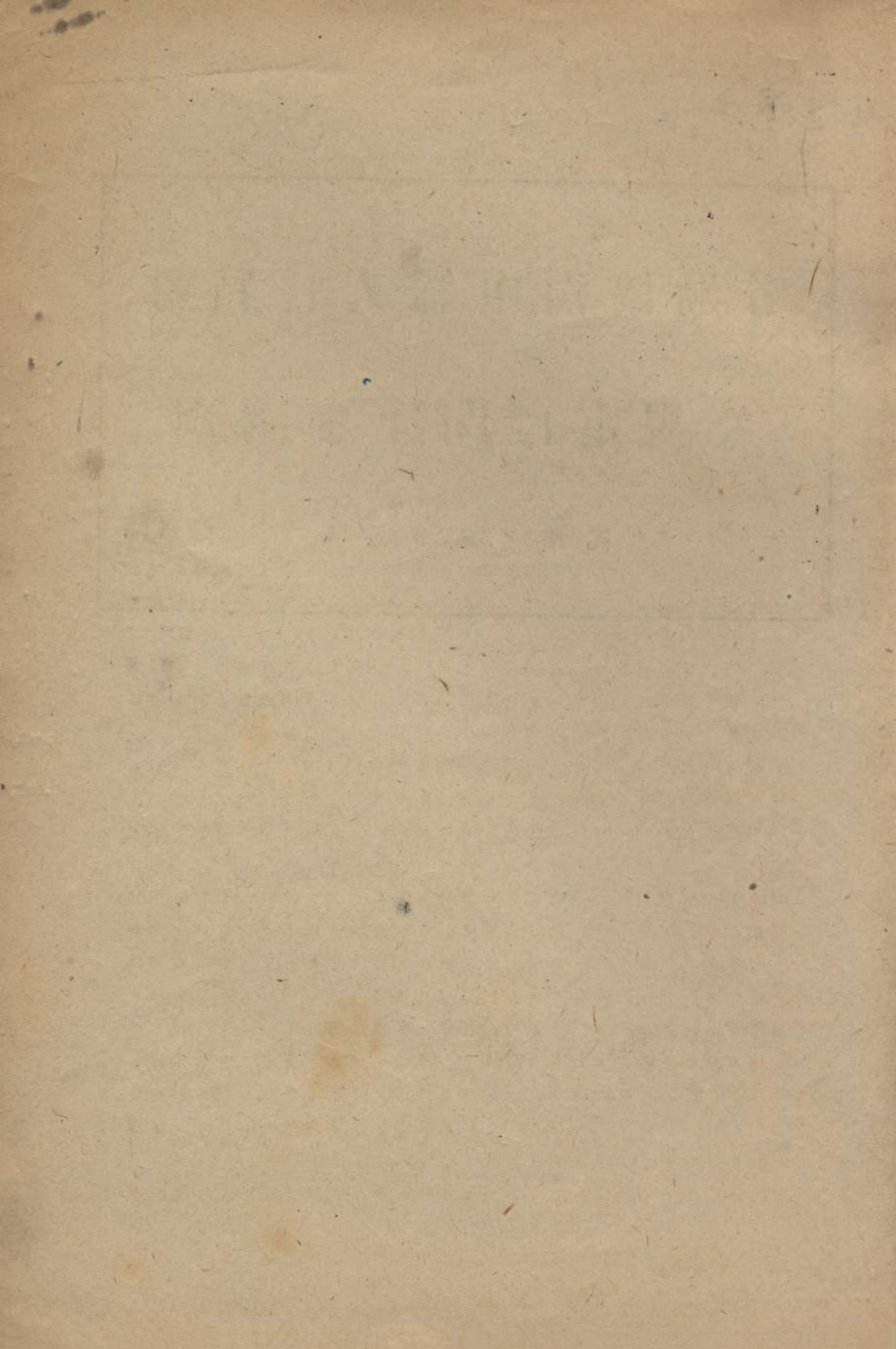
労働協約中婦人に特殊 な規定に関する調査

昭和二十四年五月

労働省婦人少年局栃木職員室

労働省婦人少年局

26. 6. 11



労働協約中、婦人に特殊な規定に関する調査

昭和24年5月調査

労働省、婦人少年部、婦人労働課

労働協約中、婦人に関する規定はどのくらいあるか。またその規定は、どのような内容をもっているか。これを知ることが、たんに与えられた保護ではなく、働くもの自らの力によつて、いれだけの労働条件をかちえたかを知ることであり、婦人の労働条件の向上を知るための有用な一指標であらう。そこで昭和24年4月末現在東京都における有効協約1,417について、婦人に関する規定の範囲とその内容を調査した結果は、次のようなものである。

もつとも要数をしめているのは、生理休暇に関する規定で、全協約の27%がこれを定め、産前産後の休暇規定が、これに次いで21%、男女平等の権利をうたつたものは、ずつと少く、6%、婦人の時間外労働に関する規定5%、その他、婦人に関する規定としては、婦人の深夜業の禁止2%、育児時間を定めたものが2%などである。

大体において、協約の70%は婦人に関する規定の内容についてみると、具体的に詳細に規定してあるというよりは、原則的なものをしめす規定が多く、その細部を就業規則にゆだねているものも少なくない。生理休暇については、殆どの協約が日数と給料とに関して規定している。給料の規定をもつ協約の98%は有給と定めている。日数については、3日と定めたものが、日数の規定ある協約の53%で過半数をしめ、ついで2日と定めたものが40%である。

産前産後の休暇規定においても、有給を規定したものは、給料の規定ある協約の98%をしめ、無給を規定したものは2%にすぎない。産前産後生理休暇のどちらもその殆ど全部が全額拂を規定している。生理休暇の場合には、日数の規定が3日と2日とに集中されているのに反して、産前産後の休暇日数については、非常に零岐に分れている。

日数の規定ある協約は284であるが、通算で日数を規定した場合は、70日以下に定めた協約は33、71日から80日に規定したものが24、80日以上に定めたものは29であり、通算日数の場合は12週に定めたものが43、13週以下が18である。

さらに、産前産後別に規定した場合は前6週後6週に規定した協約が

ちり、ついで前々週、後々週が19、前々週、後々週が11である。このように、日数の規定が、まちまちであることおよび基準法と全然異つた通算形式で日数を規定している協約が62%をしめていることは注目される。

男女権利平等をうたつたものについては、その半数はたんに男女間の無差別を規定したもので、残る半数近くが男女間の賃金の同一を規定したものであり、さらにすゝんで、男女の職業的地位の平等をはつきりうたつたものは僅かに8協約に過ぎない。

時間外賃金については、その大部分が労切基準法に定められてあるところと同一であるが、育児時間中の給料に関しては殆どが有給を規定している。

この調査は地域的にみても、また大きな連合体を殆ど含んでいる点からみても、比較的整備された労切協約が集つてゐるものとみてよいが、それらについてみてもなお、婦人に関する規定をもつ協約の数は非常に少く、その内容においても、労切条件の最低に基準をしめすものである。労切基準法の婦人に関する規定をそのままとりあげて、たんにこれを緩和するに止まる規定が多く實質的に基準法をうわまわる規定を獲得したものはまだまだ僅少な状態である。このことは、労切協約全般との関連においてみたととき、婦人に関する規定にみられる著しい特徴であるように思われる。また婦人に関する規定が一応もられているにしても、その内容が、とにかく形式的なものであり、婦人が協約の締結にさいして實質的に参加することはいかに少いかを、如実に示すものといつてよいであらう。



(実数) 第1表 労働協約中婦人に関する規定

項 目	全産業	製 造 工 業								商業 (含サービス業)	運輸 通信業	自由業	その他 の産業
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	皮革	印刷 製本	その他				
有効協約	1396	985	145	420	220	32	68	100	157	106	48	98	
1.生理休暇	315	280	50	121	42	8	28	31	34	34	13	14	
2.産前産後休暇	276	223	38	93	40	7	23	22	29	25	9	10	
3.男女の福利平等	78	35	6	23	18	0	1	10	12	5	1	5	
4.時間外労務	65	41	3	11	12	0	7	8	9	10	1	4	
5.深夜業	26	20	1	5	7	2	0	5	2	11	0	0	
6.育児時間	23	12	1	4	4	0	0	3	3	5	2	1	
7.その他	52	42	4	14	13	3	2	6	2	5	2	1	

註 東京都における昭和24年4月末現在有効協約数1417中不備数21を除く。

(比例数) 第2表 全 上

産業 項目	全産業	製 造 工 業							商 業 (含サービス業)	運 輸 通 信 業	自 由 業	その 他 産 業
		工業 総数	業 数	金 属	機 械 器 具	化 学	紡 織	印 刷 製 本				
有効協約	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
1. 生理休暇	27	28	35	29	19	25	41	31	21	32	27	14
2. 産前産後休暇	21	23	26	22	18	22	34	22	18	23	17	10
3. 男女の福利平等	6	6	4	6	7	—	2	10	8	5	2	5
4. 時間外労務	5	4	2	3	6	—	10	8	6	9	2	4
5. 深夜業	2	2	1	1	3	6	—	5	1	11	—	—
6. 育児時間	2	1	1	1	2	—	—	3	2	5	4	1
7. その他	4	4	3	3	6	9	3	6	1	5	4	1

(実数) 第3表 生理休暇の規定

一日数について

項 目	産 業 別	全 産 業	製 造 工 業							商 業 (含サービス業)	運 輸 通 信 業	自 由 業	その 他 の 産 業
			工 業 総 数	金 属	機 械 器 具	化 学	紡 織	印 刷 製 本	その他				
日数の規定ある協約		345	256	46	117	36	7	7	23	34	32	11	12
1.	1 日	11	10	0	7	1	7	6	1	1	0	0	0
2.	2 日	139	101	15	51	8	3	16	8	14	16	1	7
3.	3 日	184	136	29	55	25	3	11	13	19	15	7	5
4.	4 日以上	4	4	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
5.	要求に日数	6	5	2	3	0	0	0	0	0	1	0	0
6.	年 10 日	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
日数の規定ない協約		30	24	4	4	6	1	1	8	0	2	2	2

(比例数)

第4表

生理休暇の規定

日数について

項目	産業別	全産業	製造工業							商業	運輸業	通信業	自由業	その他
			工務	建設	金属	化学	紡織	皮革	印刷					
日数の規定ある協約	(92)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1日	3	4	—	6	3	14	—	4	3	—	—	—	—
2	2日	41	39	33	43	22	43	59	25	41	50	9	58	—
3	3日	53	53	62	47	69	43	41	67	56	47	82	42	—
4	4日以上	1	2	—	1	6	—	—	4	—	—	—	—	—
5	要求した数	17	2	4	3	—	—	—	—	—	3	—	—	—
6	年10日	03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—
日数の規定なしの場合	(8)													

第5表 全

上

(実数)

給料について

項 目	産業別	全産業	製 造 工 業							商業	運輸業	自由業	その他	の産業 その他
			工務	建設	金属	化学	紡織	印刷	その他					
給料の規定ある協約		352	264	48	118	37	6	27	28	32	34	10	12	
1. 無 給		14	11	2	3	3	0	2	1	1	0	0	2	
2. 有 給		338	253	46	115	34	6	25	27	31	34	10	10	
給料の規定 ない協約		23	16	2	3	5	2	1	3	2	0	3	2	

(比例数)

第6表 全

上

給料について

項 目	産業別	全産業 (94)	製 造 工 業							商 業 (97)	運 輸 (100)	通 信 (100)	自 由 (100)	その 他 (17)
			工 務 (100)	金 属 (100)	機 械 (100)	化 学 (100)	紡 織 (100)	製 紙 (100)	そ の 他 (100)					
給料の規定ある協約														
1. 無 給		4	4	4	3	8	—	11	4	3	—	—	17	
2. 有 給		96	96	96	97	92	100	93	96	97	100	100	83	
給料の規定ない協約														
		(6)												

〈実数〉

産前産後休暇の規定

一日数について

項 目	産業別	全産業	製 造 工 業							商 業 (含 たばこ 業)	運 輸 通 信 業	自 由 業	そ の 他 の 産 業
			工業 総数	金 属	機 械 電 機	化 学	紡 織	印 刷	其 他				
日数の規定ある協約		284	217	37	90	39	6	23	22	28	20	9	10
① 通 算(総数)		176	129	20	52	28	2	11	16	22	13	7	5
① 延日数によつて規定		86	60	9	25	15	1	6	4	9	10	4	3
② 週数によつて規定		66	54	11	23	12	1	0	7	5	3	3	1
③ 月数によつて規定		24	15	0	4	1	0	5	5	8	0	0	1
④ 産前産後別(総数)		108	88	17	38	11	4	12	6	6	7	2	5
① 延日数によつて規定		8	5	0	3	1	0	0	1	2	1	0	0
② 週数によつて規定		88	71	17	33	8	4	4	5	4	6	2	5
③ 月数によつて規定		12	12	0	2	2	0	8	0	0	0	0	0
日数の規定のない協約		10	5	1	2	1	1	0	0	1	4	0	0

〈比例数〉

全 上

項 目	産業別	全産業	製 造 工 業							商 業 (含 たばこ 業)	運 輸 通 信 業	自 由 業	そ の 他 の 産 業
			工業 総数	金 属	機 械 電 機	化 学	紡 織	印 刷	其 他				
日数の規定ある協約		(97) 100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
① 通 算(総数)		62	59	54	58	72	34	48	73	79	65	78	50
① 延日数によつて規定		30	27	24	28	38	17	26	18	32	50	45	30
② 週数によつて規定		23	25	30	26	31	17	—	32	18	15	33	10
③ 月数によつて規定		9	17	—	4	3	—	22	23	29	—	—	10
④ 産前産後別(総数)		38	41	46	42	28	66	52	27	21	35	22	50
① 延日数によつて規定		3	2	—	3	3	—	—	4	17	5	—	—
② 週数によつて規定		31	33	46	37	20	66	17	23	14	30	22	50
③ 月数によつて規定		4	6	—	2	5	—	35	—	—	—	—	—
日数の規定のない協約		(3)											

(実数) 第7表 産前産後休暇の規定 — 日数について —

産業別 項目	全 産 業	製 造 工 業							商 業 合 計 (<u>商業</u> ・ <u>交通</u>)	運 輸 通 信 業	自 由 業	そ の 他 の 産 業
		工 業 総 数	金 属	機 械 電 機	化 学	紡 織	印 刷 製 本	そ の 他				
日数の規定ある慣行	284	217	37	90	39	6	23	22	28	20	9	10
a. 通算(総数)	146	129	20	52	28	2	11	16	22	13	7	5
1. 延日数												
70日にみたないもの	33	23	0	10	5	1	5	2	3	5	1	1
80日にみたないもの	24	21	6	12	3	0	0	0	3	0	0	0
90日にみたないもの	14	7	1	3	2	0	1	0	2	3	0	2
100日にみたないもの	15	9	2	0	5	0	0	2	1	2	3	0
2. 週数												
12週にみたないもの	5	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
12週	43	34	7	15	5	1	0	6	5	0	2	0
13週	16	15	3	4	7	0	0	1	0	0	0	1
13週を越えるもの	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 月数												
2ヶ月	6	5	0	2	0	0	2	1	1	0	0	0
3ヶ月	7	6	0	2	1	0	1	2	0	0	0	1
4ヶ月	11	4	0	0	0	0	2	2	7	0	0	0
b. 産前産後別	108	88	17	38	11	4	12	6	6	7	2	5
前1ヶ月後1ヶ月	12	12	0	2	2	0	8	0	0	0	0	0
前5週後6週に みたないもの	11	11	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0
前5週後6週	11	11	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0
前6週後6週	50	36	9	15	5	2	3	2	4	3	2	5
前6週後7週	19	16	4	4	3	2	1	2	0	3	0	0
前6週後7週を こえるもの	5	2	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0
日数の規定ない慣行	10	5	1	2	1	1	0	0	1	4	0	0

第8表 産前産後休暇の規定

(比例表)

一日数について

産業別 項目	全 産 業	製 造 工 業							商業(含サービス業)	運輸通信業	自 由 業	その他の産業
		工業 総数	金 属	機械器具	化 学	紡 織	印刷製本	その他				
日数の規定ある協約	597 100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
a. 通 算(総数)	62	59	54	58	72	34	48	173	79	65	78	50
1. 延日数												
70日にみえないもの	12	10	0	11	13	17	22	9	11	25	11	10
80日にみえないもの	8	10	16	13	8	0	0	0	11	0	0	0
90日にみえないもの	5	3	3	3	5	0	4	0	7	15	0	20
100をこえるもの	5	4	5	0	13	0	0	9	3	10	34	0
2. 週 数												
12週にみえないもの	2	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0
12週	15	16	19	17	13	17	0	27	18	10	22	0
13週	6	7	8	5	18	0	0	5	0	0	0	0
13週をこえるもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	11	0
3. 日 数												
2ヶ月	2	2	0	2	0	0	9	5	4	0	0	0
3ヶ月	2	3	0	2	2	0	4	9	0	0	0	10
4ヶ月	4	2	0	0	0	0	9	9	25	0	0	0
b. 産前産後	38	41	46	42	28	66	52	27	21	35	22	50
前1ヶ月後1ヶ月	4	6	0	2	5	0	35	0	0	0	0	0
前5週後6週にみえないもの	4	5	5	9	2	0	0	0	0	0	0	0
前5週後6週	4	5	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0
前6週後6週	17	17	24	17	13	33	13	9	14	15	22	50
前6週後7週	7	7	11	4	8	33	4	9	14	15	0	0
前6週後7週をこえるもの	2	1	0	0	0	0	0	9	7	5	0	0
日数の規定のない協約	(3)											

(実数) 第9表 産前、産後の休暇の規定

給料について

産業別 項目	全産業	製造工業業							商 業 (含 サ ー ビ ス 業)	運 送 通 信 業	自 由 業	そ の 他 の 産 業
		工業 総数	金 属	機 械 器 具	化 学	紡 織	印刷 製本	その他				
給料の規定ある協約	2777	210	344	89	38	5	23	21	28	24	6	9
ア. 無給	6	4	0	3	1	0	0	0	1	1	0	0
イ. 有給	2771	206	344	86	37	5	23	21	27	23	6	9
① 全期間	265	202	33	84	37	5	22	21	27	21	6	9
イ. 全額	241	181	27	78	34	5	20	17	26	21	5	8
ロ. 全額50%以上	3	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0
ハ. 除出勤手当	3	2	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
ニ. 基本給	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ. 基本給60%以下	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
ヘ. 一定期間	16	15	6	4	3	0	1	1	0	0	0	4
② 一定期間	6	4	1	2	0	0	1	0	0	2	0	0
全 額	6	4	1	2	0	0	1	0	0	2	0	0
給料の規定ない協約	17	12	4	3	2	2	0	1	1	0	3	1

(比例数) 第10表 全 上

産業別 項目	全産業	製造工業業							商 業 (含 サ ー ビ ス 業)	運 送 通 信 業	自 由 業	そ の 他 の 産 業
		工業 総数	金 属	機 械 器 具	化 学	紡 織	印刷 製本	その他				
給料の規定ある協約	(94) 100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ア. 無給	2	2	0	4	3	—	—	—	4	4	—	—
イ. 有給	98	98	100	96	97	100	100	100	96	96	100	100
① 全期間	96	96	97	94	97	100	96	100	96	88	100	100
イ. 全額	87	86	79	88	89	100	88	81	93	88	83	89
ロ. 全額50%以上	1	65	—	—	—	—	—	5	3	—	17	—
ハ. 除出勤手当	1	15	—	1	—	—	—	9	—	—	—	—
ニ. 基本給	0.5	0.5	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
ホ. 基本給60%以下	0.5	0.5	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
ヘ. 健保給付差額	6	7	18	4	8	—	4	5	—	—	—	11
② 一定期間	2	2	3	2	—	—	4	—	—	8	—	—
全 額	2	2	3	2	—	—	4	—	—	8	—	—
給料の規定ない協約	(6)											

(実数) 第11表 男女の権利平等に関する規定

産業別 項目	全産業	製造工業							商(含サービス業)	運輸通信業	自由業	その他の業
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他				
男女権利平等を うたった協約	78	55	6	23	15	0	1	10	12	5	1	5
1. 男女同一賃金を うたったもの	36	24	1	9	8	0	1	5	8	3	1	0
2. 職業的地位 平等をうたったもの	8	4	1	3	0	0	0	0	3	1	0	0
3. 単に無差別待遇 をうたったもの	40	30	5	13	7	0	0	5	3	2	0	5

(比例数) 第12表 全 上

産業別 項目	全産業	製造工業							商(含サービス業)	運輸通信業	自由業	その他の業
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他				
男女権利平等 をうたったもの	100	100	100	100	100	—	100	100	100	100	100	100
1. 男女同一賃金を うたったもの	46	44	17	39	53	—	100	50	67	60	100	—
2. 職業的地位平等 をうたったもの	10	7	17	13	—	—	—	—	25	20	—	—
3. 単に無差別待遇 をうたったもの	51	55	83	57	47	—	—	50	25	40	—	100

注1.乃至3の項目の計は男女平等の規定ある協約数に合はないのは同項目中重複しているものがある故である。

(実数) 第13表 時間外労働に関する規定

産業別 項目	全産業	製造工業							商(含サービス業)	運輸通信業	自由業	その他の業
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他				
時間外労働の 規定ある協約	65	41	3	11	12	0	7	8	9	10	1	4
1. 基準法の現行同一	61	40	3	10	12	0	7	8	8	8	1	4
2. 一日の実労働 九時間の範囲内	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
3. 女子については禁止	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0

(比例数) 第4表 時間外労働に関する規定

項目	産業別	全産業	製造工業業							商(含サレ業)	運輸通信業	自由業	その他の業
			工業総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷	その他				
時間外労働の規定ある協約		100	100	100	100	100	—	100	100	100	100	100	100
基準法の規定に同一		94	98	100	91	100	—	100	100	89	80	100	100
一日の実労働時間2時間の範囲内		3	—	—	—	—	—	—	—	11	10	—	—
女子については禁止		3	2	—	9	—	—	—	—	—	10	—	—

註1、総料に関しては、規定していないものがその殆どで、本給の倍額というものの、食費加算というものがあつた。

(実数) 第15表 育児時間に関する規定

項目	産業別	全産業	製造工業業							商(含サレ業)	運輸通信業	自由業	その他の業
			工業総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷	その他				
育児時間の規定ある協約		23	12	1	4	4	0	0	3	3	5	2	1
基準法の規定に同一		21	12	1	4	4	0	0	3	2	5	2	1
時間、回数の規定のないもの		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

(比例数) 第16表 全 上

項目	産業別	全産業	製造工業業							商(含サレ業)	運輸通信業	自由業	その他の業
			工業総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷	その他				
育児時間の規定ある協約		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
基準法の規定に同一		96	100	100	100	100	—	—	100	67	100	100	100
時間回数の規定のないもの		4	—	—	—	—	—	—	—	33	—	—	—

註1、育児時間の規定ある協約数は殆どすべてが基準法(1日2回30分)にもとづくものである。
 2、総料については規定のある協約は全部が有給を規定しており給料の規定のないものがあつた。

